

令和5年度事業計画（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

新型コロナウイルスの感染威力は、衰えることなく猛威を振るっておりますが、社会、経済活動は自粛規制等が緩和され行動制限もなく、以前の状態にもどりつつあります。

令和5年度については、感染防止を図りながら通常の事業活動の実施を念頭に、次の通り事業計画を提案いたします。

〈本年度事業計画〉

1. 定時総会の開催（会則第15条関係事業）

再延長となりました定時総会を次により実施する。

開催日 令和5年6月25日（日）

令和5年5月以降ホームページに定時総会の開催時間、会場について告知する。

2. 青々会ネットワークの取組み

ネットワークの強化を図るため次の取組みの実施。

◎ホームページの新設の交流掲示板[アジア青々会ネット]を活用したビジネスネットワークの構築及び交流の場を企画する。

3. ホームページの充実

青々会の重要事項及び総会開催の公告はホームページを活用する。また青々会本部、各支部及び大学の情報の迅速な配信に努める。

アジア青々会ネット会員登録者の増加とネットワーク活用促進を図る。

4. 会報発行（会則第5条第1号関係事業）

「青々会報」の発行：第119号を令和5年6月に発行する。

5. 定例協議員会の開催（会則第19条関係事業）

令和5年度定例協議員会を開催する。

開催日：令和4年11月3日（木・祝）13時から

会 場：亜細亜大学5号館554教室

6. 幹事会の開催予定（会則第22条関係事業）

令和4年11月、令和5年3月、6月、9月の4回開催する。

7. 会議・会合の開催（会則第5条第2号関係事業）

1) 三役会の開催

執行部の連絡協議体として幹事会開催時の定例開催のほか必要に応じて開催する。

2) 大学首脳陣とのコミュニケーションの促進

大学と青々会との相互理解を深めるため、必要に応じて懇談会を開催する。

3) 「同窓生子女入試」について

今年度も卒業生子女、弟妹、孫に関する同窓生子女入試は、経営学部、経済学部、法学部及び都市創造学部で募集され、令和5年度入学試験は令和4年11月27日(日)に実施される。

8. 興亜神社例祭の挙行

母校との共催による戦没校友の御靈を祀る興亜神社例祭を挙行する。

開催日：令和4年11月3日(祝)：午後3時～午後3時30分

場所：興亜神社境内

9. 第28回「ホームカミング・デイ」の開催

大学と協議の結果、コロナ禍により令和4年11月3日の開催は中止する。

10. 「新春の集い」の開催

令和5年1月の開催を検討(実行委員は平成元年度卒と同16年度卒)。会場はASI A PLAZA4階で、借用について大学と協議、コロナ感染対策上飲食での使用許可がでない場合中止する。開催の有無については12月にホームページに告知する。

11. 連合会・支部活動への協力(会則5条第5号関係事業)

1) 連合会・支部総会開催協力

連合会・支部総会開催に際しては、総会の案内状作成及び発送、出欠確認、の業務を行うとともに、母校の情報の資料提供、祝電、お祝金の贈呈等総会開催に支援を行う。

また連合会総会には本部からは会長または三役、大学からは学長または副学長及び大学の執行部が出席、支部総会には、本部から執行部が出席し、それぞれの近況報告を行ってもらうなど、意思の疎通を図るとともに会員の母校への帰属意識を高めてもらう。

2) 海外支部活動への協力

母校国際連携部インターナショナルセンターとの連携・協力を緊密にし、留学卒業生の情報共有により海外支部の支援を図る。

12. 在学生活動の支援

1) 青々会奨学金

青々会奨学金については、各学部で優秀な成績を修め、大学から推薦の学生に1人10万円(成績ポイントが同点の場合折半)の奨学金を授与する。各学部2年次以降各年次2名、都市創造学部は2年次以降各年次1名に授与予定。今年度も27名に授与する予定。

2) 在学生諸活動の援助

在学生の学友会、県人会連合会、アジア祭、文連祭、クラブ活動及びボランティア活動等に対して、本年度も継続して援助を実施する。

3) 青々会賞授与

母校の名聲を高めた在学生の個人または団体に対し青々会賞の授与を継続して行う。

毎年 11 月 3 日の協議員会の席上で授与する。

4) 学友会執行部との交流

幹事会開催後の懇親会の場を通して学友会執行部と、青々会執行部、幹事との交流を図り、青々会活動の理解を深めてもらう。

13. 組織活性化

1) 大学とも連携を取り合いながら共同歩調で次の検討を進める。

- ・連合会・支部総会活性化支援
- ・硬式野球部OB会連携支援及びクラブ、ゼミ、寮OB会の名簿等作成依頼時に際し支部総会参加への協力要請をする。

2) 個人情報保護に関する取組み

個人情報保護に十分意を持ちながら会員名簿管理の徹底に努める。

なお、各支部からの要請による支部会員名簿の配付事業は従来通り継続する。

3) 連合会長・支部長会議

今年度は、コロナ禍で支部、連合会活動が出来なかつてこと等により開催を中止する。

4) 活性化に貢献した支部及び個人の表彰

前年度は、コロナ禍で活動が出来なかつてことにより、表彰関係取りやめとする。

14. 在校生応援活動

学友会各団体、硬式野球部、陸上競技部他体育会各団体に対し、援助を含む応援活動の実施。

15. 会員自生活動の協力(会則第5条第4号関係事業)

1) 会員及び支部役員からの問合せ・相談等の対応

2) クラブOB会、ゼミOB会、寮関係OB会

在学生から提出されるクラブ、ゼミ及び寮関係のOB名簿により修正作業を行うとともに、会合開催の支援とし「名簿印字、宛名シール印字」などを行う。

16. 事務局関係(会則第5条第4号関係事業)

1) 事業運営

幹事会、協議員会等会議体の運営及び事業実施に伴う費用の有効活用に努める。

2) 大学との連携強化

日常業務から事業実施に至るまで大学と良好な関係をもって連携を図る。

また事務局と大学学生部と定期的に会合を実施し、青々会業務への理解と相互の協力体制の確立を図る。

3) 会員移転先不明者追跡調査

年1回の会報並びに支部総会案内状送付の宛先不明での返送分は、年間約1,500件前後で推移している。引き続き返送されてきた宛先不明者について調査を実施し、正確な会員情報の把握に努める。

- 4) 新会員、令和4年度卒業生の住所、就職先、ゼミ・クラブコード等のデータ入力を行う。
- 5) 個人情報保護法に則り、会員情報の取扱いを行う。